令和2年度12月補正予算債務負担行為の概要

事	業	名		担	当	課
生活困窮者就労準備支援事業費					権推進	課

[単位:千円]

限度額	期間	具	t 沏	į.	为	訳	
	(织	// 01 [E]	围	県	起債	その他	一般財源
	560	令和3年度	373				187

[事業の目的]

生活困窮者自立支援法に基づき、ひきこもり状態にある者や長期間就労のできない者など、雇用による就労が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識の習得及び就労に向けての生活習慣の獲得など基礎的な能力向上のために必要な訓練を実施し、生活困窮者の自立を図ることを目的とする。

[事業の内容]

直ちには一般就労が困難な生活困窮者に対し、日常生活自立支援や社会生活自立支援などの就労に必要な訓練を実施する。(委託事業)

[これまでの関連する取組み]

平成25年度から生活福祉課が事業を実施している(平成25~26年度は国のモデル事業)。

平成30年度からは、前年度の12月補正において債務負担行為を設定し、4月1日の契約締結と同時に支援を開始している。

令和2年度から、人権推進課(中央人権福祉センター)が生活困窮者に対する就労支援事業を実施している。

[今後の取組み]

債務負担行為を設定することにより、翌年度に向けた業者選定等の準備を開始することで、切れ目のない就労支援が可能となる。

【スケジュール】

令和3年 1月 公募型プロポーザル

2月 業者選定

3月 参加者募集及び面談

4月 契約締結、支援開始